経営事項審査について

愛知県都市・交通局
都市基盤部　都市総務課
建設業・不動産業室
令和８年１１月

経営事項審査（経審）とは

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が受けなければならない審査。

公共事業の発注者が作成する入札参加資格者名簿に記載を希望される方は、入札参加資格申請前までに経審を申請し、その結果通知書を受け取っていなければなりません。

◯審査基準日

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

※新しい審査基準日を迎えると、一つ前の審査基準日で経審を受審することはできません。

（その他）

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

審査基準日

【多くの場合】

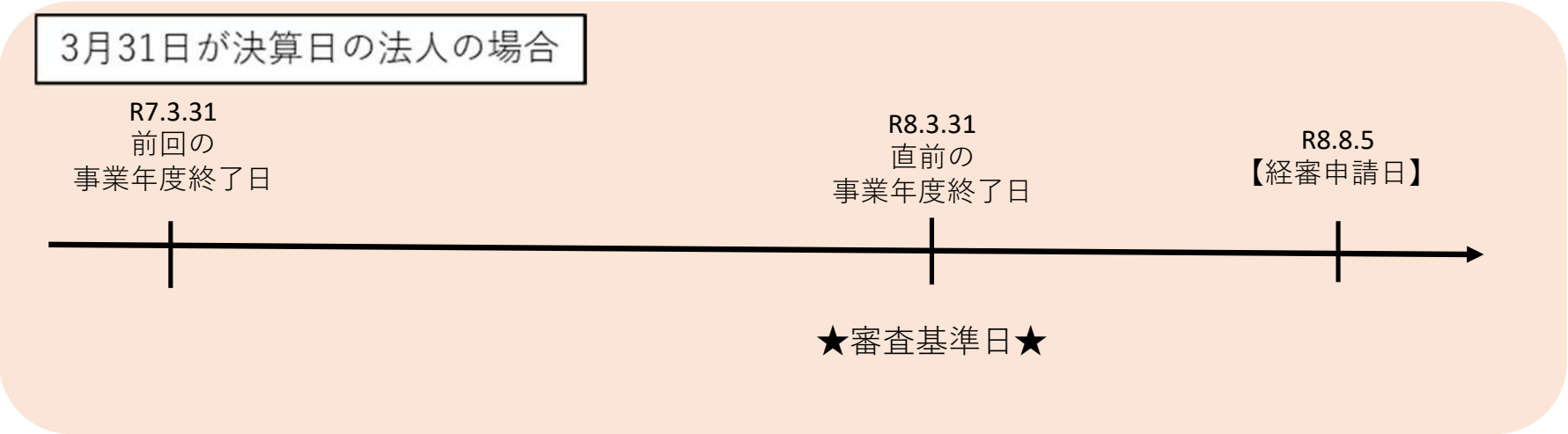
経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

【その他】

新設法人・・・法人設立日

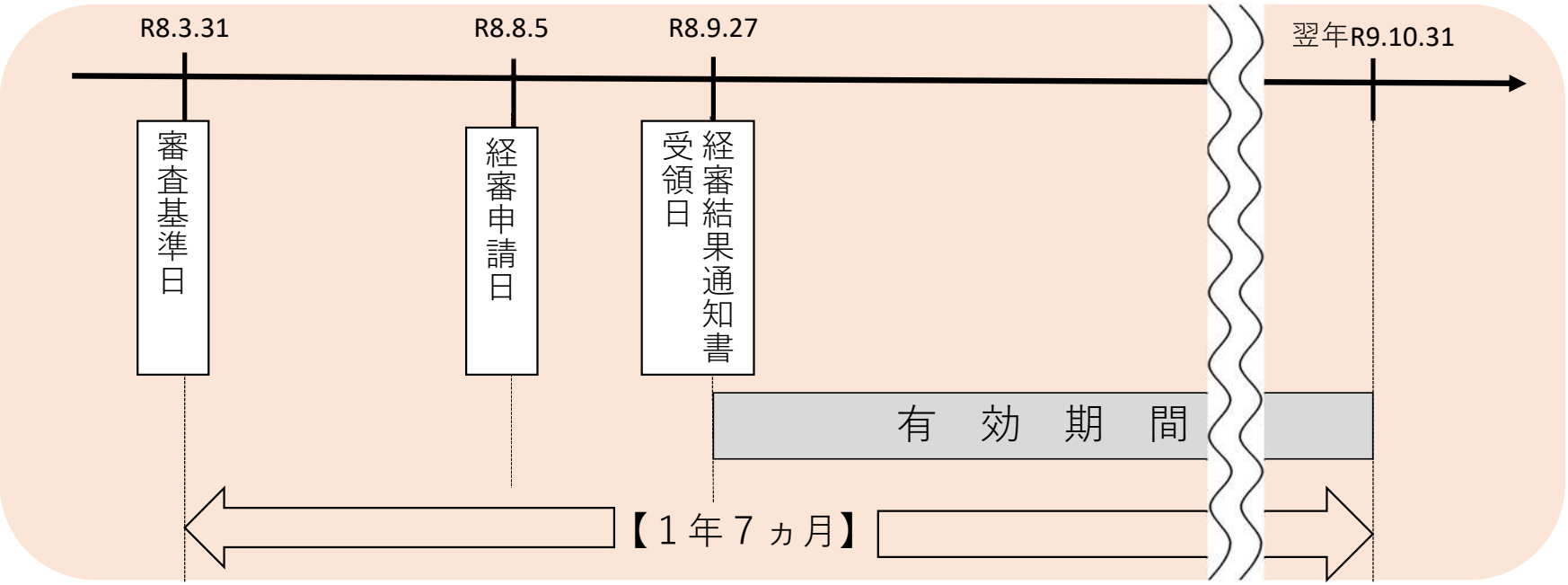
新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。



結果の有効期間

審査基準日から起算して１年７ヵ月後の日まで



（例）

審査基準日：令和８年３月３１日　結果通知書受領日：令和８年９月２７日

結果の有効期間：令和８年９月２７日から令和９年１０月３１日まで

手続きの流れ・一般的な注意事項

■手続きの流れ

事業年度終了届提出後に翌月経審の予約

経審当日（指定された日程）

経審を受付した翌月末に結果通知書発送

■経審の受審方法

①　対面審査

・予約した日時に直接会場までお越しください。（書類の事前提出は不要です）

②　郵送等による受付

・事前に管轄の事務所等へ申請書類、確認資料を郵送又は直接持ち込んでください。
（経審の予約票に記載されている提出期限必着）
・審査当日の来庁は不要です。
・補正等の連絡はＦＡＸまたは電話で行いますので、審査当日は申請について補正に対応できるようにしてください。

③　電子申請について

・詳細は後述

■一般的な注意事項

①　受付後、原則として内容の訂正等はできません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。ただし、申請月の月末までであれば、当該申請を取り下げることができます。

②　経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。（※許可の有効期限にもご注意ください。）審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審を申請することができます。

③　１審査基準日１申請（原則）

原則、一つの審査基準日につき、経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度同一審査基準日について経審を申請することができます。

（１）業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合

（２）未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行をする場合を除く）

※ただし、通知済みの前回申請業種の評点が変更されるような内容の申請、前回申請時に完成工事高の移行元だった業種についての再申請については認められません。

電子申請手続の開始について

◎令和５年１月から、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（ＪＣＩＰ）による電子申請ができるようになりました。

ＪＣＩＰの概要については、国土交通省Ｗｅｂサイトをご確認ください。システムの操作マニュアルも掲載されています。

（https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html）

ＪＣＩＰを利用するためには、デジタル庁が所管するＧビズＩＤの取得が必要です。

詳しくは、デジタル庁及びＧビズＩＤのＷｅｂサイトをご覧ください。

デジタル庁（ https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/ ）

GビズID （https://gbiz-id.go.jp/top/）



※ＪＣＩＰ： Japan Construction Industry electronic application Portal

電子申請の注意事項について

〇ＪＣＩＰでの提出方法について

　システム内で作成する様式に加えて、予約票をお渡しする際に添付するチェックリスト、経営事項審査申請様式ダウンロードページからダウンロードできる提出票を添付ファイルとして提出してください。

〇手数料の納付方法について

　手数料は、ＪＣＩＰを経由したネットバンキング、愛知県収入証紙または窓口のキャッシュレス決済による納付のいずれかを選択できます。

　ＪＣＩＰによる申請を確認後、手数料納付指示をシステム上で行います。**審査予約時に、手数料の納付期限をお示ししますので、期限内に納付してください。期限内に納付されないと審査が翌月となる可能性があります。**

〇電子申請時の留意事項

　資料に不備等がある場合、**ＪＣＩＰ上で補正指示を行います。**
審査当日は補正に対応できるようにしてください。



令和8年7月改正について

令和8年7月1日以降の申請から適用（審査基準日にかかわらず）

新設

自主宣言制度で加点

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言で W点 +5点

削除

社会保険の減点項目

雇用保険・健康保険・厚生年金の加入有無（各−40点）を審査項目から削除

拡大

建設機械の対象

「不整地運搬車」「アスファルト・フィニッシャ」を追加（9種 → 11種）

見直し

CCUS関連の配点

就業履歴蓄積の措置：全工事 15点→10点、公共工事 10点→5点

W点（社会性等）の点数について

評価項目	改正前		改正後
建設技能者を大切にする企業の自主宣言	なし	→	+5点
社会保険（雇用・健康・厚生年金）未加入	各 −40点	→	削除
CCUS就業履歴蓄積（民間含む全工事）	+15点	→	+10点
CCUS就業履歴蓄積（全ての公共工事）	+10点	→	+5点

申請者が準備すること

1 **自主宣言は審査を受ける前に行う**

ポータルサイトで宣言 → 審査基準日が宣言日以降なら加点。宣言書の写し＋誓約書を提出

2 **対象拡大された建設機械の確認資料**

売買契約書またはリース契約書の写し、特定自主検査記録表の写し

3 **新様式で申請**

その他の審査項目（別紙３）、建設機械の保有状況一覧（様式９）

建設機械の保有状況について

建設機械の所有及びリース台数の確認資料等について

○記載できる機械

・ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）

・ブルドーザー（自重が3トン以上のもの）

・トラクターショベル（バケット容量が0．4立方メートル以上のもの）

・モーターグレーダー（自重が5トン以上のもの）

・ダンプ車（自動車検査証の「車体の形状」欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあり、土砂の運搬が可能なもの（自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等土砂の運搬が制限されているものは不可））

・アスファルト・フィニッシャ（自動車検査証の「車体の形状」欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車）

・移動式クレーン（つり上げ荷重が3トン以上のもの）

・不整地運搬車

・高所作業車（作業床の高さが2メートル以上のもの）

・締固め用機械（ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー）
※ハンドガイドローラーは自走可能のため加点対象となりますが、コンパクタやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定自主検査の対象ではないため加点対象とはなりません。

・解体用機械（ブレーカ（ブレーカユニットのアタッチメントを有するもの）、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）
※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合などについては重複して加点することはできません。

以上の機械のうち、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの）を締結しているものを記載します。

- 自己所有している場合で前回の申請書に記載があるものについては保有状況についての確認資料は不要です。
- アタッチメントを替えてもベースマシーンを共有していれば一台として考えます。
- 定期検査が有効期限内にされていないものについては、加点対象ではありません。

技術職員名簿におけるよくある質問

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 5

技　術　職　員　名　簿

項番 8 1

頁　　数 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏　　名	生　年　月　日	審査基準日現在の満年齢		業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		愛知　一郎	平成4　年　5　月　3　日	31	8 2	0 9	2 3 0	2	0 9	1 7 6	1	00000000685	
2		豊田　二男	昭和62　年　10　月　6　日	36	8 2	0 1	2 1 2	1					
3			年　月　日		8 2								

退職者の取り扱いについて

・審査基準日当日に退職した方も記載できる
（審査基準日以後に退職した方も記載できる）



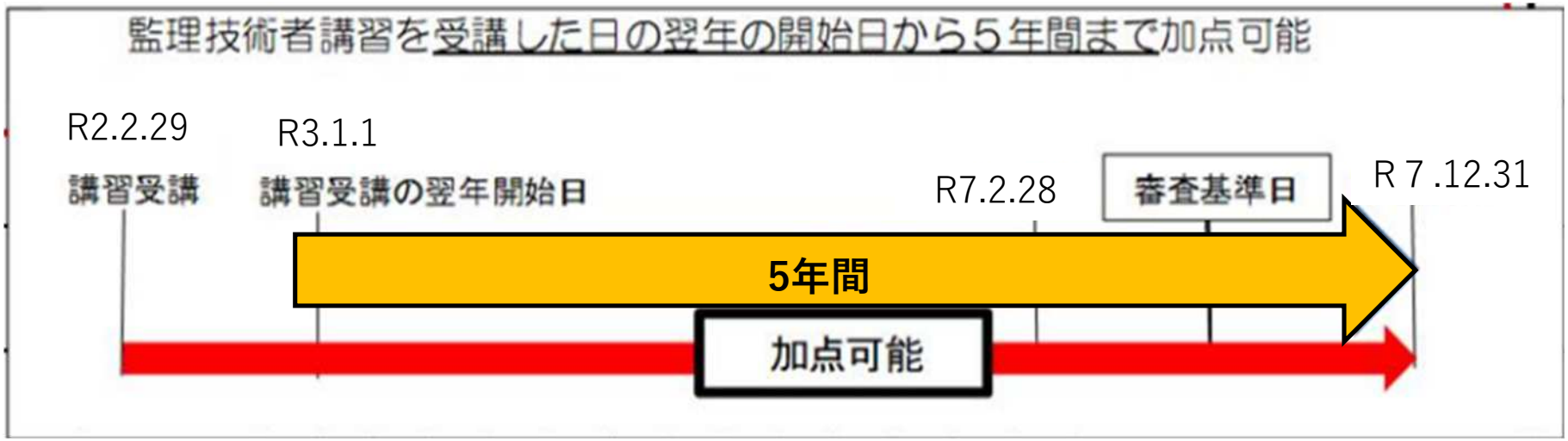
講習受講について、１（あり）とできるのは、以下の要件を満たす場合

①1級の資格を有し
②審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付があり
③講習の有効期間が切れていないこと

参考：監理技術者の経審上加点可能な期間

講習修了した日が審査基準日より前の日付

かつ審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内含まれていること



技術職員名簿におけるよくある間違い



（用紙Ａ４）

2 0 0 0 5

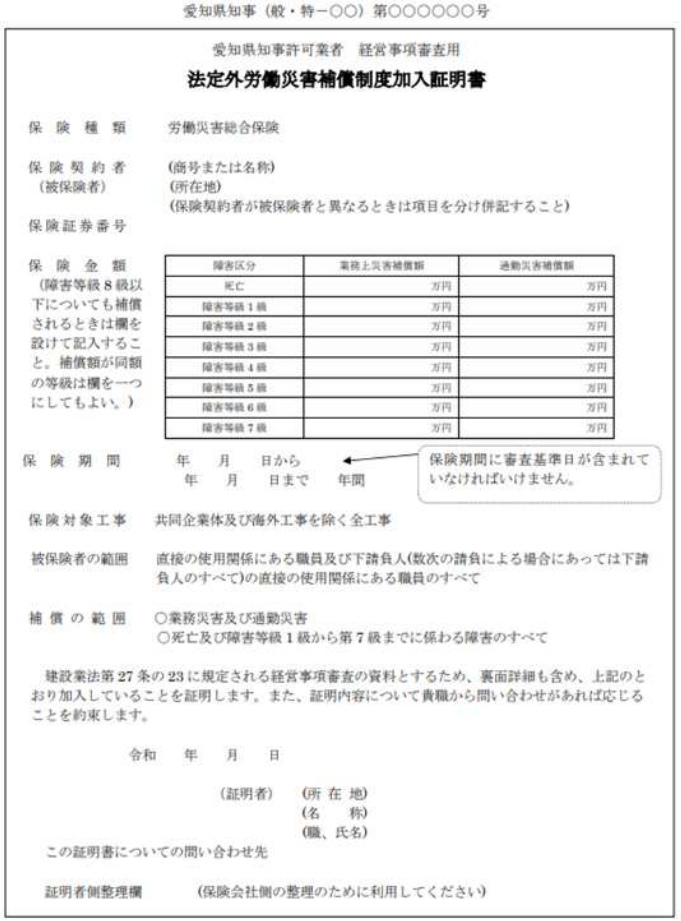
技　術　職　員　名　簿

項番 8 1　　頁数 3 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏　　名	生　年　月　日	審査基準日現在の満年齢		業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		愛知　一郎	平成４　年　5　月　3　日	31	8 2	0 9	2 3 0	2	0 9	1 7 6	1	00000000685	
2		豊田　二男	昭和62　年　10　月　6　日	36	8 2		2 1 2	1					
3			年　月　日		8 2								

・項番16で選択（申請）していない業種は記載不可
（＝申請業種以外の業種については、資格を有していても、記載できません。）
・１つの業種について、２つの資格を申請することはできません。

法定外労災証明書について



愛知県知事（般・特－○○）第○○○○○○号

愛知県知事許可業者　経営事項審査用

法定外労働災害補償制度加入証明書

保険種類　労働災害総合保険

保険契約者（被保険者）　(商号または名称)
(所在地)
(保険契約者が被保険者と異なるときは項目を分け併記すること)

保険証券番号

保険金額（障害等級８級以下についても補償されるときは欄を設けて記入すること。補償額が同額の等級は欄を一つにしてもよい。）

障害区分	業務上災害補償額	通勤災害補償額
死亡	万円	万円
障害等級１級	万円	万円
障害等級２級	万円	万円
障害等級３級	万円	万円
障害等級４級	万円	万円
障害等級５級	万円	万円
障害等級６級	万円	万円
障害等級７級	万円	万円

保険期間　年　月　日から　年　月　日まで　年間

保険期間に審査基準日が含まれていなければいけません。

保険対象工事　共同企業体及び海外工事を除く全工事

被保険者の範囲　直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべて

補償の範囲　○業務災害及び通勤災害
○死亡及び障害等級１級から第７級までに係わる障害のすべて

建設業法第27条の23に規定される経営事項審査の資料とするため、裏面詳細も含め、上記のとおり加入していることを証明します。また、証明内容について貴職から問い合わせがあれば応じることを約束します。

令和　年　月　日

（証明者）　(所在地)
(名　称)
(職、氏名)

この証明書についての問い合わせ先

証明者側整理欄　(保険会社側の整理のために利用してください)

74

- 従来からの保険会社からの証明書（左記証明書）もしくは保険証券の写しを提示してください。
- 今年度から防災協定・法定外労災は提出不要です。
- 保険証券を提出書類とする場合は、手引き72頁記載の要件該当箇所を付箋を貼り、マーカー等を引いてください。
- 証明日については、審査基準日以前以後は問いませんが、保険期間に審査基準日が含まれるようにしてください。

ＣＰＤ単位取得数、技能レベル向上者数の評価対象となる技術者、技能者について

①　評価の対象者

・CPD単位取得数　→　「**技術者**」

・技能レベル向上者数　→　「**技能者**」

・【参考】技術力の評価（Z点）「工事種類別技術職員数」　→　「**技術職員**」

※それぞれ、対象になる範囲が異なるため、注意が必要です。

②　技術者、技能者等の具体的な判断方法について

・技術職員について

→　経審を受ける業種について、所定の資格や実務経験がある方。

・技術者について

→⑴建設業許可における、専任技術者になれる資格や実務経験を有すること
　⑵１級もしくは２級の技士補

⑴、⑵のいずれかに該当すれば技術者となります。
技術者については、経審を受審する業種の資格であるかは問いません。
経審を受けない業種の資格のみ持っている方についても、技術者となります。

・技能者について

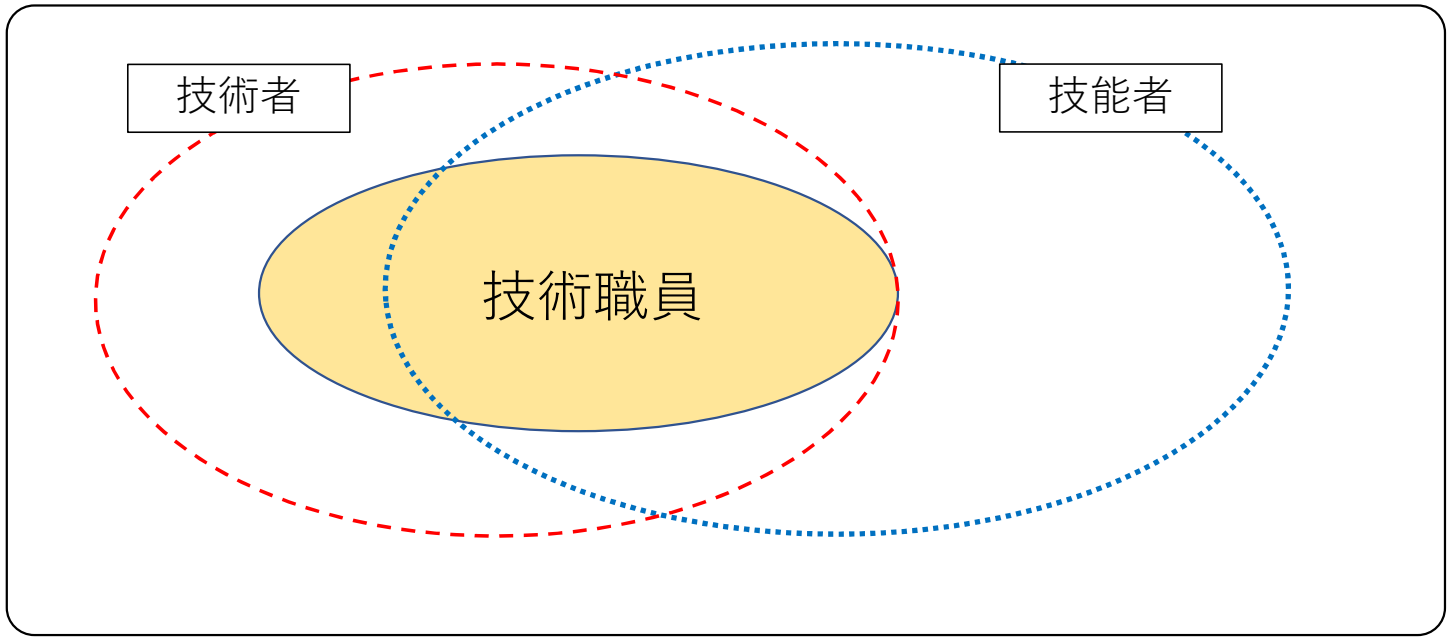
→施工体制台帳の作業員名簿に記載されており、**施工管理のみに従事した者以外の方**。

実際に施工体制台帳を作成した工事以外でも、仮に施工体制台帳を作成した場合に、作業員名簿に記載される方は技能者です。

言い換えると、現場で実際に作業に従事する方が技能者となります。

実務経験年数や資格の有無にかかわらず、現場に出ていれば技能者です。

③　技術者、技能者等の関係性



④ＣＰＤ単位取得数について

審査基準日以前１年間における技術者１人あたりが取得したＣＰＤ（Continuing Professional Development：技術者の継続教育）単位数の合計

ＣＰＤ認定団体	数値	ＣＰＤ認定団体	数値
（公社）空気調和・衛生工学会	50	（公社）日本建築士会連合会	12
（一財）建設業振興基金	12	（公社）日本造園学会	50
（一社）建設コンサルタンツ協会	50	（公社）日本都市計画学会	50
（一社）交通工学研究会	50	（公社）農業農村工学会	50
（公社）地盤工学会	50	（一社）日本建築士事務所協会連合会	12
（公社）森林・自然環境技術者教育研究センター	20	（公社）建築家協会	12
（公社）全国上下水道コンサルタント協会	50	（一社）日本建設業連合会	12
（一社）全国測量設計業協会連合会	20	（一社）日本建築学会	12
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20	（一社）建築設備技術者協会	12
（一社）全日本建設技術協会	25	（一社）電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	（一社）日本設備設計事務所協会	12
（公社）土木学会	50	（公財）建築技術教育普及センター	12
（一社）日本環境アセスメント協会	50	（一社）日本建築構造技術者協会	12
（公社）日本技士会	50		

・各技術者のCPD単位取得数算出方法

（①　ＣＰＤ認定団体に取得を認定された単位数）÷（②CPD認定団体毎に表の右欄に掲げる数値）×　30

※参考　公益社団法人空気調和・衛生工学会から35単位認定されている場合

35　÷　50　×　30　　＝　**21単位**

⑤技能レベル向上者数について

・技能レベルとは

建設キャリアアップシステムに登録した技能者の方が、認定能力評価基準による評価を受けることによって付与されるもの。

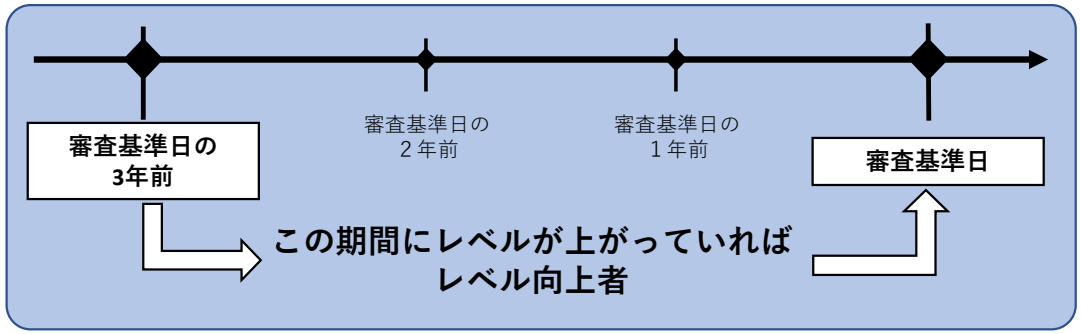
・どのような場合に技能レベル向上者になるか（図Ⅰ）

審査基準日の３年前と比較して、技能レベルが向上しているかで判断します。

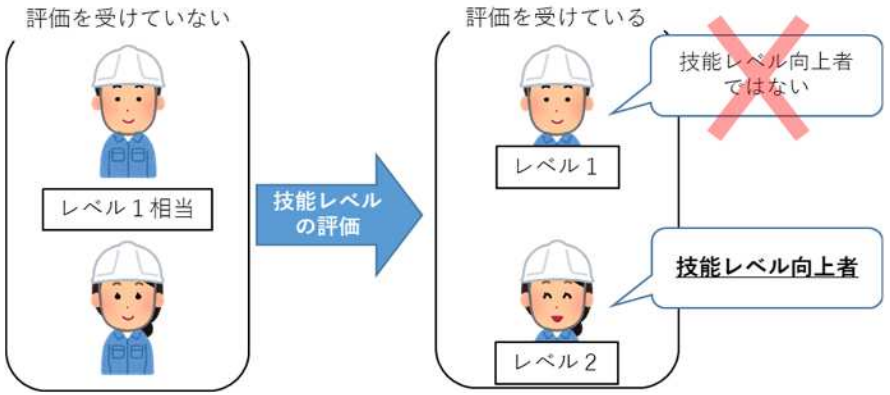
・技能レベル向上者の判断の注意点（図Ⅱ）

技能レベルの**評価を受けていない方はレベル１**として扱われます。

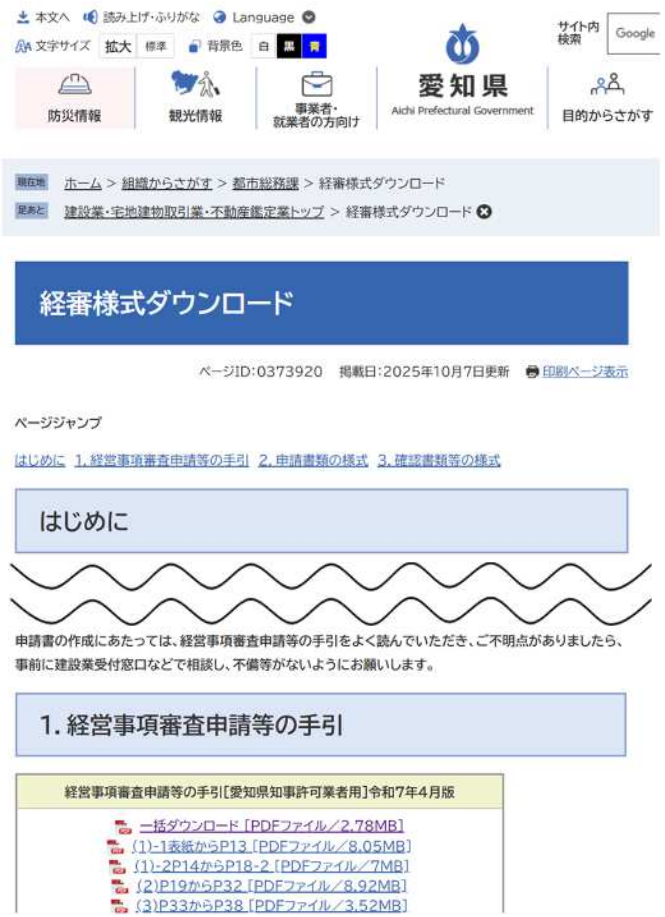
（図Ⅰ）



（図Ⅱ）



経営事項審査申請等の手引および申請書類の入手方法について



愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページからダウンロードできます。

（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html）

窓口キャッシュレスについて

・令和７年２月の申請より対象。
・引き続き愛知県証紙による収納も可。

・審査の前の納付をお願いします。
・納付の際に申請書と提出票をご用意ください。
・必ず管轄の事務所で納付してください。



愛知県収入証紙の廃止について

・愛知県では、右図参照のとおり、
愛知県収入証紙（以下「証紙）」が、
２０２９年３月３１日で利用終了となり、
窓口での証紙による納付はできなくなります。



・現在、「証紙」で納付いただいている方は、**「申請窓口でのキャッシュレス決済」への移行をお願いいたします。**

・現金での納付を希望される方に向けて、コンビニ等で現金による支払いを可能とする「納付書」による納付システムを新たに構築することとしています。
なお、納付書の運用方法等については、決定次第改めてご案内いたします。

※納付書では、**納付に際してコンビニ等までご足労をお掛けすることが見込まれます**ので、窓口でのキャッシュレス決済への早めの移行をご検討下さるようお願いいたします。